合併処理浄化槽の設置には補助制度があります

市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用の合併処理浄化槽を設置するかたに補助金を交付しています。

また、単独処理浄化槽を撤去して設置する場合、９万円を限度額とした上乗せもあります。

※公共下水道事業認可区域と農業集落排水事業認可区域は補助対象になりません。

【補助金の額】

人槽区分	補助金の額
５人槽	294,000 円
７人槽	342,000 円
10 人槽	459,000 円

※補助金は予算が無くなり次第終了となります。事前にお問い合わせください。

■お問合せ
生活環境課　岩井第三分庁舎内線１４５３

浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は適正な維持管理法定検査を！

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

●10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年３～４回行う必要があります。

●県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

●年に１回以上（全ばっ気方式は６か月に１回以上）行う必要があります。

●市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから３～８か月の間に行う必要があり、その後は毎年１回行う必要があります。

●県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎０２９-２９１-４００４）にお申し込みください。

※法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

●契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を８分の１に減らせます。

●身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

■お問合せ
・生活環境課　岩井第三分庁舎内線１４５３
・茨城県生活環境部環境対策課☎０２９（３０１）２９６６